

農業委員会総会議事録

第6回農業委員会

1. 開会日時 令和3年9月28日（火）午前9時30分
2. 閉会日時 令和3年9月28日（火）午前10時04分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

4. 出席者

委員（全16人中16人出席）

出席者

1番	鈴木康由	9番	河村賢治
2番	筒井直樹	10番	坪井保夫
3番	小出尚武	11番	坪井兼俊
4番	石黒 優	12番	坪井佳雅理
5番	戸田克之	13番	柴田祥一
6番	水野 満	14番	岡島義広
7番	池山春雄	15番	安藤茂市
8番	高柳由宗	16番	坪井善樹

欠席者 なし

事務局 3名

事務局長	早川	建設課長
事務局員	江崎	係長
事務局員	富田	主任

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
 - (1) 農地法第3条許可申請について
- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第5条届出受理状況について
- ⑥ その他
 - (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について
 - (2) 農地パトロールについて

6. 配布資料

- ①資料1 農地法第3条許可申請について
- ②資料2 農地法第5条届出受理状況について
- ③資料 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について
- ④資料3 農地パトロールについて

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、只今より令和3年度第6回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したものと「議案第5号農地法第3条許可申請について」の資料に修正がありましたので差し替え、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について」、「農地パトロールについて」であります。また、9月14日開催の令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会資料を配布しております。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

安藤会長

おはようございます。ここ最近、秋めいてまいりまして、涼しくなってきました。新型コロナウイルス感染症については、感染者が減少傾向にあり、9月30日で緊急事態宣言は解除される方向のようです。しかし、予断を許さない状況は続きますので、引き続き感染予防対策の徹底をお願いします。

9月14日開催の令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会に参加しました。研修の内容は、農業委員会法改正から5年を経過したことに対する課題、農地利用最適化推進に関することなどでありました。豊山町として、農地利用最適化推進に関することは先日実施した農地パトロールが一つの活動であると思います。皆様におかれまして、本日配布の研修会資料をご一読をお願いします。

本日は、議案1件、報告事項1件、その他2件であります。よろしくお願ひいたします。

【出席人数確認】

安藤会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、農業委員16名中出席者16名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

安藤会長

議事録署名者を指名いたします。

13番 柴田祥一委員と14番 岡島義広委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【議 案】

安藤会長

本日の議案は1件です。それでは、議案第5号について、事務局の

説明を求めます。

事務局

それでは議案第5号 3条の許可申請について、ご説明します。3条の許可申請は農地を農地として利用する際の権利移動の申請です。市街化区域でも市街化調整区域でも同じ手続きとなります。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

資料としまして、「農地法第3条調査書」という資料も参考にご確認願います。

許可要件としましては、農地法第3条第2項各号に該当しないことでもあります。事前に配布しました調査書に要件と本案件についての判断内容等をお示ししております。まず一つ目の要件は、取得後すべての農地を利用することです。保有機械、労働力、技術、地域との関係などをみて問題ないと考えます。次の2項第2号と3号は、本件には適用されません。次の4号は農作業を行う必要な日数について従事することです。これも見込まれるため該当しません。次に農業委員会が定める別段の面積である20アール（2反）を超えていることではありますが取得後の経営耕地面積が22.96アールですので問題ありません。最後は、地域の調和に支障があるかとの内容ですが、申請者は、金剛地区で同様の経営を行っており、これまで支障等がなかったため、問題ないと考えます。このように全ての要件を満たしているものと考えます。さらに地区担当委員が現地を確認し、事務局も申請地を確認しております。当該農地及び周辺農地の利用状況等を確認しましたが、問題はありませんでした。よって、本議案は許可相当であると考えます。よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第5号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A 委員

現状農地であり、問題ないと思います。

B 委員

現状農地として適正に管理されていますので、問題ないと思います。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第 5 号 農地法第 3 条許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

以上で議案を終わります。

【報告事項】

安藤会長

それでは、報告事項の農地法第 5 条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは農地法第 5 条の届出受理状況について、説明します。5 条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料 2 農地法第 5 条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第5条の届出受理状況についての報告が終わりました。
ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問もありませんので報告事項の農地法第5条届出受理状況についての報告を終了します。

【その他】

安藤会長

続いて、その他（1）農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、その他（1）農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更についてです。

【農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について
説明】

この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、豊山町案ですが、これは国の農業経営基盤強化促進法第6条によって、市町村はこの構想を定めることができるということになっています。この計画、構想の体系といたしましては先行上位計画としてまず国の法律があって、それに基づいた基本要綱がございます。そして、それに基づいて県が定める農業経営基盤強化促進方針という方針があります。その基本方針に基づいてさらに豊山町で、策定をするという体系で計画ができております。計画期間につきましては概ね5年ごとに、そしてその後の10年間を見通した計画にするようにということがございまして、

豊山町では先に平成24年3月に策定しています。今回は令和3年4月1日に愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更され、効率的かつ安定的な農業経営の目標の変更。新規就農者の確保目標数を変更等がございます。農業経営基盤強化促進法の第6条第3項によると、愛知県が基本方針を変更した場合、豊山町では愛知県の計画と整合をとることが求められております。そのため変更するものです。

最終的には、県の同意を経て決定するものでございますけれども、農協と農業委員会の意見を得ることとされております。

今総会にて配らせていただいた新旧対照表で赤い文字で書かれた修正部分について、農業委員会から意見及び回答をいただきたいです。

今後のスケジュールといたしまして、本日基本構想（案）をお示しさせていただきましたので、この資料に基づき次回総会にて議案として上程します。豊山町農業委員会から意見聴取及び回答をいただきます。その回答と尾張中央農業組合及び西春日井農業組合の回答をもち愛知県と協議をします。11月末頃に愛知県から回答があり、12月に公告するということとなりますのでよろしく申し上げます。次回総会の資料ですので、ご持参いただくようお願いします。

以上です。説明を終わります。

安藤会長

その他（1）農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問等もありませんので、続いて、その他（2）農地パトロールについて、事務局から説明を求めます。

事務局

はい、それでは農地パトロールについて、ご説明します。本日配布しました資料3をご確認ください。

【資料3 農地パトロール結果について 朗読】

- ・全部で42筆が不適正ではないかと上げていただいた土地。
- ・内23筆 9649㎡が管理の不適正な農地。
- ・所有者を確認し、再度現場の状況を確認。
- ・資料の2枚目にある指導文書を送付。

以上で説明を終わります。

安藤会長

その他の説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

C委員

すでに文書は発送されているということですが、農地の管理に対していつまでという期限は設けていますか。

事務局

特段期限は設けておりません。随時確認する中で、改善されなければ再度文書の送付を行いたいと思います。

D委員

管理の悪い農地には通知するということですが、この文書の内容について、所有者からの報告をいただくようなものにしてはどうか。

事務局

来年度に向けて、文書の内容を検討します。

安藤会長

他に質問等もありませんので、その他事項についての報告を終了いたします。

【閉 会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和3年10月28日（木）午前9：30開始

場所：役場3階 会議室3・4

資料：10月18日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時04分終了)

9. 農地転用件数

8月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡	
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	3	1,948.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	5	6,126.61
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	6	1,031.00
		0	0.00	豊場				
5条	許可	1	1,030.00	青山	5条	許可	4	2,945.00
		0	0.00	豊場				
	届出	3	938.00	青山		届出	28	10,513.00
		2	421.00	豊場				

※ 累計については令和3年1月～令和3年12月（再申請分を含む）

議事録署名人（会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。

豊山町農業委員会総会次第

日 時 令和3年9月28日(火)
午前9時30分～
場 所 豊山町役場2階 会議室1

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名者指名
- 4 議 案
(1) 議案第5号 農地法第3条許可申請について
- 5 報告事項
(1) 農地法第5条届出受理状況について
- 6 その他
(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について
(2) 農地パトロールについて